

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改定案に対する意見及び質問に対する回答

No.	ご意見等	協会の考え方
内部管理担当役員の配置及び報告〔第4条〕		
1	<p>今回、第4条において内部管理担当役員の任命時の貴協会への報告を別紙様式1にて行う旨の条項が新設されていますが、別紙様式1においては内部管理担当役員の記入欄に加え、内部管理責任者(以下、「内管責」といいます)の記入欄も設けられていますが、内管責一覧の提出は不要としていただけないでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会規則においても内部管理統括責任者(貴協会における内部管理担当役員に該当)の登録時・変更時の協会あての報告の定めはありますが、その際に内管責一覧の提出までは求められていないこと。 ・日本証券業協会規則と同様に、第14条において、年1回の内管責の名簿の作成・報告が義務付けられており、これで足りると思われること。 	<p>別紙様式1につきましては、第4条に規定されているとおり、内部管理担当役員を任命した際に頂く報告書になりますので、内部管理責任者の記入欄については、削除いたします。</p>

本協会への照会〔第 15 条〕	
<p>1</p> <p>①今回、第9条においては内管責の資格要件が、また、第15条においては内管責任任命時の直近5年間の処分の有無を照会する条項が新設されますが、任命のつどの照会は不要としていただけないでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会規則においても内管責の資格要件として、直近5年間の処分を受けていない旨の定めはありますが、任命時の照会の定めはないこと。 ・弊社では、採用時に過去5年間に他の金先協会会員の外務員であった者、金融商品仲介業者、若しくはその外務員であった者又は、現にこれらに該当する者について、法令等の違反行為又は処分の有無を照会しており、入社後に万一処分を受けた場合の当該履歴は社内で管理可能であり、処分を受けた者を内管責に任命することはないこと。 ・内管責は人事異動で比較的短期間のうちに配置換えになることも多く、任命のつどの照会の負担が重いこと。 <p>②上記①が不可の場合で、照会した場合に「遅滞なく当該会員に回答する」とありますが、照会から回答までにどれくらいの時間を要しますでしょうか。また、照会は郵送でのみ可能でしょうか。</p> <p>(Kinsaki-net (電子提出)でも可能となりますでしょうか)。</p>	<p>内部管理責任者につきましては、これまで年2回報告(3月末、9月末)を求めておりましたが、今回より年1回求めることに変更しております。</p> <p>内部管理責任者につきましては、内部管理担当役員のように、変更及び廃止の都度報告を求めるものではないことから、各会員が誰を任命しているかの把握ができないため、任命時に、直近5年間の処分の有無を確認することとしております。</p> <p>また、当該任命する者が、別の会員から転職した場合等には、過去に処分等を受けているかの確認ができないことも考えられることから任命の都度照会をお願いするものとしております。</p> <p>なお、照会については、Kinsaki-net (電子提出)等にて受け付けることも想定しており、回答については、原則、翌日までに回答できるよう対応することを考えております。</p>

会員の内部管理責任者の配置に関する特例〔第 17 条〕	
1	<p>貴協会規則の「内管責資格の就任後 6 カ月以内ルール」の見直しについて質問させていただきます。</p> <p>弊社は既存会員ですが、6 カ月以内の同資格取得を条件として、資格未保有者であっても内管責として任命しています。</p> <p>①現時点においても資格未保有者が内管責を務める営業所が複数存在しており、また例年 7 月 1 日付の人事異動が多く、既存の内管責の交代を想定して任命方法を検討する必要があると理解していますが、足元の新型コロナウイルスによる外出自粛の状況にご配慮いただき、7 月 1 日付施行にあたっては十分な経過措置等を設けていただけないでしょうか。</p> <p>②施行後は、営業所に所属する内管責候補者が資格取得するまでの間、本部の業務統括部署や専門部署等の資格保有者が当該営業所の内管責を担うことを考えています。そのような方法は、会員側の実務に則した運営として認められるとの理解で宜しいでしょうか。</p>

これまで、本協会では、内部管理責任者に任命された者については、就任後 6 カ月以内に内部管理責任者資格を取得することを条件として任命を認めてまいりましたが、会員の中には、当該報告を頂いてから 6 カ月以内に取得していない状況も認められております。

そのため今般の改正で、昨今の会員の内部管理態勢の状況等、又は既存会員の内部管理責任者資格試験の取得状況を勘案し、当該要件に関しては、廃止することとしました。経過措置についてですが、ご質問頂いたような状況にある会員も多いと考えますので、半年の期間を設けることを考えております。